

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

須崎市は、介護保険に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高知県須崎市長

公表日

令和8年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険制度は、高齢者や支援が必要な方が必要な介護サービスを受けられるようにするための社会保険制度で、2000年に導入され、40歳以上の国民が保険料を支払い、65歳以上の高齢者や特定の条件を満たす40歳以上の人々が介護サービスを利用できる仕組み。</p> <p>介護保険制度の主な目的は、高齢化社会において介護が必要な住民に対して、適切な介護サービスを提供することにより、家族の介護負担を軽減し、介護が必要な人々の生活の質を向上させることを目指している。</p> <p>介護保険制度の財源は、被保険者が支払う保険料と公費(国、都道府県、市町村の負担)から成り立っており、40歳から64歳までの住民(第2号被保険者)は、医療保険と一緒に介護保険料を支払い、65歳以上の住民(第1号被保険者)は介護保険料単体で、年金から特別徴収することを基本として保険料を支払う。</p> <p>介護保険制度では、訪問介護、デイサービス、ショートステイ、施設入所などのサービスがあり、利用者は、要介護認定を受けた後、自分の状態に応じたサービスを選択する。要介護認定は、当市が行う訪問調査と主治医の意見書に基づいて行われ、要支援1から要介護5までの7段階に分類され、認定結果に応じて、利用できるサービスの内容や量(上限)が決まる。</p> <p>介護保険に関する主な事務は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①介護保険の被保険者資格を管理し、資格台帳を作成する。 ②被保険者証の発行・更新・被保険者証を発行、必要に応じて更新する。 ③施設入所者などの住所地特例を管理する。 ④要介護認定の申請を受け付け、調査を行い、介護認定審査会で審査・判定を行う。 ⑤介護サービス提供事業者からの請求を審査、介護報酬を支払う。 ⑥利用者が自己負担した費用の償還払いを行う。 ⑦各サービスの支給限度基準額(区分支給限度基準額)を設定、管理する。 ⑧指定居宅介護支援事業所や指定地域密着型サービス事業者などの指定や指定更新を行う。 ⑨サービス提供事業者の基準を設定、遵守状況を監督する。 ⑩おおよそ3年ごとに市町村介護保険事業計画を策定、必要に応じて変更する。 ⑪第1号被保険者の保険料率を決定する。 ⑫第1号被保険者から保険料を徴収、管理する。 <p>市町村は、介護保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者の資格取得や喪失の際に、個人番号を用いて正確な情報管理を行う。 ②施設入所者などの住所地特例を管理する際に、個人番号を使用する。 ③要介護認定の申請時に、個人番号を使用して正確な処理を行う。 ④認定結果を通知する際に、個人番号を用いて正確な情報を提供する。 ⑤被保険者の保険料を決定し、徴収する際に個人番号を使用して、正確な計算と管理を行う。 ⑥保険料の減免を申請する際に、申請者の個人番号を確認し、適切な処理を行う。 ⑦介護サービス提供事業者への報酬支払い時に、個人番号を用いて正確な支払いを行う。 ⑧利用者が自己負担した費用の償還払いを行う際に、個人番号を使用して正確な処理を行う。 ⑨高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、介護保険と国民健康保険又は後期高齢者医療制度の給付情報に関する名寄せを行う。 ⑩サービス提供事業者の指定や更新の際に、個人番号を用いて正確な情報管理を行う。 <p>※当市では、⑨(保険者事務共同処理業務)について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)情報」を提供している。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険システム(基本セット内) ・宛名管理システム(基本セット内) ・要介護認定支援システム ・団体内統合宛名システム(基本セット内) ・EUCシステム(基本セット内) ・統合収納管理システム(基本セット内) ・統合滞納管理システム(基本セット内) ・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム ・伝送通信ソフト(※) ・統合宛名管理システム(基本セット内) <p>※) 伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。</p>

2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険関係ファイル ・統合収納関係ファイル ・統合滞納関係ファイル ・住登外者宛名番号管理関係ファイル ・団体内統合宛名関係ファイル 	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)及び別表(第九条関係) ・第9条(利用範囲) <別表(第九条関係)における利用範囲の根拠> 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「介護保険」が含まれる項(100の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表 <利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠> ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項など (2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項) <利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠> ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「介護保険法」が含まれる項 (131、132の項) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給の実施(160の項) <国保連合会が実施する保険者事務共同処理業務> ・介護保険法 第41条第10項及び第176条第1項第1号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長寿介護課
②所属長の役職名	長寿介護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	須崎市役所 長寿介護課 高知県須崎市山手町1番7号 (電話)0889-42-1205
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	須崎市役所 長寿介護課 高知県須崎市山手町1番7号 (電話)0889-42-1205
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> [十分である] <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	■須崎市における措置 ○技術的安全管理措置 ・システムへのアクセス時における二要素認証 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク ■中間サーバ・プラットフォームにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ②技術的安全管理措置 ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ■クラウド事業者における措置 ①物理的安全管理措置 ・システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ②技術的安全管理措置 ・クラウド事業者は利用者のデータに許可なくアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。))は、クラウドが提供するサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、セキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASPは、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・クラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。

